

ID: 793

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 都市整備課

処分の概要	特定建築者の決定の取消し		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条の8第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【根拠条文】 （特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置） 第99条の8 施行者は、特定建築者が建築計画に従って特定施設建築物を建築しなかつた場合においては、その者を特定建築者とする決定を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日